家庭の教育力の向上支援について

I 現状と課題

- 家庭教育は全ての教育の出発点であり、人格形成の原点である。しかしながら、近年、核家 族化や地域社会の繋がりの希薄化等を背景に、家庭の教育力の低下が懸念されている。
- 本市では、市民センターや学校と連携しながら、子どもの発達段階に応じた学習機会を提供するとともに、平成30年度から訪問型の家庭教育支援事業を実施するなど、これまでの学習機会の提供に加え、課題を抱えた家庭に対するアウトリーチ型の支援にも取り組んでいる。
- 家庭教育に対する意識が高い保護者は、家庭教育事業に自ら参加する傾向にあるが、家庭教育に関心が薄い保護者や身近に相談できる相手を見つけることが難しく、子育ての悩みや不安を抱えたまま孤立しがちな保護者に対する取組を一層充実させる必要がある。

Ⅱ 取組状況(平成30年度)

発達段階に応じた学習機会の提供

1 市民センター等における家庭教育事業

小学校(就学時健康診断や入学者説明会)や幼稚園,保育所,市民センター等において,家 庭教育講演会や家庭教育学級(ふれあい学級等)を開催している。

【対象】 0歳から中学生までの子をもつ保護者

【内容】 家庭教育講演会

(家庭教育の重要性,生活習慣,子どもとの接し方,こころと体の変化等) 家庭教育学級(ふれあい学級等)

(親子リトミック教室、親子料理教室、親子レクリエーション、ふれあい体操等)

【実績】 176回,延べ9,317人参加

2 みと好文カレッジにおける家庭教育事業

(1) 子育て応援塾「親業訓練入門講座」

親子間のコミュニケーションについて考える場面を多く取り入れた体験型の講座を実施 している。

【対象】 妊娠期の母親,乳幼児から高校生までの子をもつ保護者等

【内容】 グループディスカッション,ロールプレイ等

【実績】 20 人参加 ※定員 20 人

(2) 子育て応援塾「家庭教育出前講座」

幼稚園等に専門の講師を派遣し、家庭教育に関する講座を開催している。

【対象】 市内の私立幼稚園,認定こども園の保護者,教員等

【内容】 効果的な読み聞かせの方法や絵本がもつ間接体験の意義等についての講演

【実績】 延べ4園96人参加(保護者80人, 教員16人)

(3) ほっとひといき夢らんど

就園前に集団の中でのルールや遊び等を体験しながら親子で参加する全 10 回の連続講座 を開催している。

【対象】 Aコース:市内在住の1歳半から2歳半未満までの未就園児とその保護者

Bコース:市内在住の2歳半から4歳未満までの未就園児とその保護者

【内容】 ミュージックケア,親子ヨガ,親子料理教室,親子体操教室,親子遊び等

【実績】 Aコース:25組,延べ389人参加

Bコース:26組,延べ402人参加 計51組,延べ791人参加

[学校等における家庭教育支援事業の実施状況]

種別	実施状況(総数)	実施内容
市立小学校・義務教育学校(前期)	19 校(33 校)	家庭教育講演会,家庭教育学級
市立中学校・義務教育学校(後期)	1 校(16 校)	家庭教育学級
市立幼稚園	19 園(19 園)	家庭教育講演会,家庭教育学級
市立保育所	4か所(13か所)	家庭教育講演会,家庭教育学級
私立幼稚園	2園(4園)	家庭教育学級,子育て応援塾「家庭教育出前講座」
民間保育所	- (40 か所)	
私立認定こども園(幼稚園型)	4 園(10 園)	家庭教育学級,子育て応援塾「家庭教育出前講座」
私立認定こども園(幼保連携型)	一 (4 園)	

〔子育てアドバイスブック「クローバー」の活用状況〕※就学前から小学4年生の子をもつ保護者向け

種別	実施状況(総数)	活用場面		
市立小学校・義務教育学校(前期)	33 校(33 校)	就学時健康診断, 入学者説明会, 学級 懇談会, 学年懇談会等		

[※] 就学時健康診断,又は入学者説明会で新入学児童の保護者に配布している。

[子育てアドバイスブック「ひよこ」の活用状況]※0歳から5歳の子をもつ保護者向け

種別	実施状況(総数)	活用場面
市立幼稚園 19 園(19 園)		保護者説明会, 保育参観, 保護者懇談
11	10 дд (10 дд)	会, 個別面談, 園だより, 園内設置等
市立保育所	13 か所(13 か所)	保護者説明会, 保育参観, 保護者懇談
14-AM (3/)/	10 % /// (10 % ////	会, 個別面談, 園だより, 園内設置等
私立幼稚園	4 園(4 園)	保護者説明会, 保育参観, 保護者懇談
14 エラル 国内	1 24 (1 24)	会, 個別面談, 園だより, 園内設置等
民間保育所	38 か所(40 か所)	保護者説明会, 保育参観, 保護者懇談
区间 体 月 / /	30 % 1/) (40 % 1/))	会, 個別面談, 園だより, 園内設置等
 私立認定こども園(幼稚園型)	9 園(10 園)	家庭教育学級, 保護者説明会, 個別面
石工配化こと 0図(列作図主)	3風 (10風)	談、園だより、園内設置等
私立認定こども園(幼保連携型)	0 園(4 園)	※ 活用していない

^{※ 3}歳児健診で受診者の保護者に配布している。また、各幼稚園等に5部配布している。

課題や悩みを抱えた家庭への個別支援

3 訪問型家庭教育支援事業

福祉部門と連携しながら、家庭でのしつけや子どもとの関わり方などに不安や悩みを抱え、 支援を必要とする家庭に家庭教育支援員を派遣し、個別相談や情報提供等を実施している。

(1) 訪問型家庭教育支援推進協議会の設置

【委員】 子育て支援団体,元教員,学識経験者等から6人以内を選任している。

①茨城大学教授 ②元学校長 ③認定NPO法人水戸こどもの劇場理事

④カウンセラー ⑤ソーシャルワーカー ⑥保健師

【取組】 会議を開催(2回)し、事業方針や支援員の活動等について協議している。

(2) 個別訪問等の実施

〇 対象世帯の選定

3歳児健診時にチラシの配布とあわせてアンケートを実施し、しつけや子どもとの関わり方などに不安や悩みを抱え支援を希望する家庭を選定した。

※ 平成 31 年度は、3歳児健診時のアンケートは廃止し、保健センター及び市立幼稚園・保育所でのポスター掲示とチラシ配布を実施している。

〇 家庭教育支援員の配置

【委員】 子育て支援団体、元教員、学識経験者等から4人を選任している。

①元教員 ②認定NPO法人水戸こどもの劇場理事 ③ソーシャルワーカー

④保健師

【取組】 家庭教育支援員が2人1組で、対象世帯に家庭教育に関する情報提供や個別相談、 家庭訪問等を実施している。なお、実施するに当たっては、定期的に支援員による ケース会議を開催し、個に応じた課題の解決策を検討しながら進めている。

【実績】 3世帯,延べ6回実施

[子どもの発達段階と本市の取組]

	• · • • • • • • • • • • • • • • • • • •	# · · · = F		
発達	0歳 3	歳 6	歳 12	歳 18歳
段階	乳幼児期	幼児期	児童期	青年期
課題	基本的信頼感	自律性・社会性	勤勉性・規範意識	同一性・公徳心
対応	 親子のふれあい 見る・聴く・触れる	▶ 子ども同士の交流▶ 生活習慣(早寝・早	★ 子どもとの関わり ・ 起き・朝ごはん等)	》 思春期特有の対応 〉 情報モラル 〉
		 における家庭教育事業 よける家庭教育事業(
取組		子育てアドバイ 訪問型家庭教育支援事業	スブック	

児童虐待防止に向けた支援について

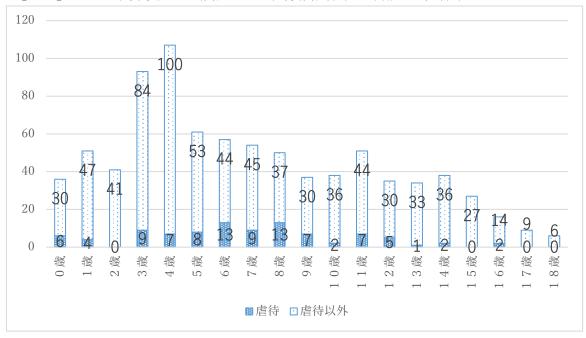
1 家庭児童相談・児童虐待相談の状況

【表1】家庭児童相談・児童虐待相談件数の推移(延件数)

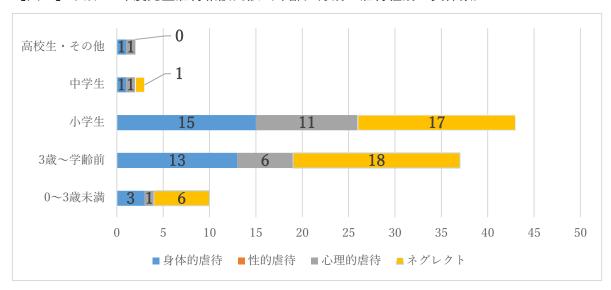
14.11.70年		13 14 12 11 20 02		-	
年度 相談種類別	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
性格・習慣	453	444	285	493	559
知能・言語	13	106	28	134	147
学校生活等	198	343	573	615	421
非行	14	-	2	15	-
家族関係	10, 206	8, 483	9, 770	8, 077	7, 001
虐待	1, 561	1, 600	1, 787	1, 730	3, 228
※虐待の実件数	4 1	4 7	6 5	80	9 5
環境福祉	460	31	17	21	111
心身障害	6	257	106	110	17
その他の相談	406	53	11	13	157
【合 計】	13, 317	11, 317	12, 579	11, 208	11, 641
※実件数	[562]	[483]	[687]	[872]	[841]

- ・ 総数はほぼ横ばいだが「虐待」は増加している。
- ・ 相談種類別延件数では「家族関係」が最多,次いで「虐待」が多い。

【図1】平成30年度家庭児童相談・児童虐待相談件数(年齢別・実件数)







- ・ 総数ではネグレクトが最も多く、次いで身体的虐待が多い。
 - ※ 心理的虐待には「子どものきょうだいに虐待を行うこと」や「面前DV」を含む。

【表2】虐待相談の虐待者内訳

虐待者	実父	実父以外 の父親	実母	実母以外 の母親	その他	計
実件数	15	3	62	0	15	95

実母が最多で、約65%を占める。

【表3】虐待相談の経路別内訳

経路	学校	児童 相談所	家族 • 親戚	保育所	保健センター	その他	計
実件数	27	22	19	8	5	14	95

- ※ 「その他」は児童福祉施設、認定こども園、医療機関、教育委員会等
- ※ 「学校」からが最も多く、約28.4%を占める。

2 本市の児童虐待防止対策

- (1) 要保護児童及びDV対策地域協議会の運営
 - 代表者会議(17機関17名),実務者会議(19機関24名)による支援状況の共有・ 連携方針の協議
 - ・ 個別ケース検討会議・・・個別ケースについて、関係機関・団体と役割分担や支援方針等を協議

平成 30 年度は 34 回開催 (31 世帯)

※ 保護者に精神疾患や知的障害がある又はその疑いがあるケースが約4割

- (2) 児童虐待・DV対応研修会の開催
 - ・ 大学教授などを講師に招き,市内小中学校,幼稚園・保育所等の職員を対象と した実務に生かせる内容の研修
- (3) 児童虐待・DV防止の啓発
 - ・ 啓発イベントの開催, 啓発グッズの作成, 配布
- (4) 子育て短期支援事業 (ショートスティ)

保護者の疾病や育児疲れ等により児童を養育することが一時的に困難となった 場合等に、児童養護施設等において児童を一定期間、養育・保護を行う。

平成30年度実績:延べ109人

(5) ホームフレンド事業

DV被害者世帯の児童や虐待・いじめを受けた児童等に対し、相談相手や学習 支援のために心理学専攻の学生等を派遣(NPO法人ウィメンズネット「らいず」 への補助事業)

平成30年度実績:対象児童6名に延べ136回派遣

3 今後の児童虐待防止対策について

- ・ 児童の所属先での日々の見守りが、児童虐待の早期発見・早期対応に大きな役割を果たしていることから、児童の所属先との情報共有や連携をさらに強化する。
- ・ 所属先のない児童についても、医療機関や保健センターなどと密に連携することにより、児童虐待の早期発見に努める。

参考

【児童虐待通告・相談からの流れ】

○ 近隣知人,民生委員児童委員,児童所属先(保育所,学校等),医療機関等からの通告・ 相談(電話,来所等による)



- 子ども課において緊急受理会議を開催、対応方針を決定
 - ・ 原則として48時間以内に目視により児童の安全確認



- 緊急対応が必要と判断した場合は、児童相談所に送致(緊急一時保護等)
 - ・ 事件性があると思われる場合、警察に連絡(市の他、児童相談所、医療機関等から)
- ◎ 緊急性が認められない場合は、必要に応じ、各機関と連携・役割分担し、家庭・児童への支援を行う。
 - 子ども課が要保護児童及びDV対策地域協議会調整機関としてケース進行管理

学校における児童生徒虐待の対応について

日頃の備え・早期発見	【虐待の定義】 (児童虐待防止法第2条) 身体的虐待: 児童の身体に外傷が生じ,又は生じるおそれのある暴行を加えること 性的虐待: 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること ・児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置,保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること ・児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応,児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
	1 発生の予防 ① 児童生徒や保護者への相談窓口の周知 ② 児童虐待未然防止のための教育,啓発活動 2 早期発見(日常の観察) ① 学級担任,学年主任,生徒指導担当教員,養護教諭,SC,SSW等が連携し,相談しやすい体制を構築しておく。 ② 不自然な欠席や健康・身体状態を日頃から注意する。 ③ 家庭訪問や保護者面談の際に,保護者の不自然な挙動・言動に注意する。 ・しつけの名目で体罰が加えられている・からだに不自然な傷やあざがある・衣服がいつも汚れている・性的虐待の疑い・説明のつかない低身長や栄養障害・児童生徒が帰りたがらない
虐待を受けていると思 われる児童生徒の発見	 3 児童生徒の不自然な様子の発見 ① 周囲の教職員と児童生徒の状況を確認する。 ② 管理職へ報告し、対応を相談する。 ③ チームとしての対応、早期対応(情報収集・共有)(管理職、養護教諭、学級担任、学年主任、生徒指導担当教員、SC、SSW等)
関係機関への通告	4 中央児童相談所 (221-4150) へ通告する。① 確証がない場合でも疑わしい場合には連絡・相談する。② 必要に応じて地区担当民生委員にも連絡する。③ 総研 (244-1331) に連絡する。
当該児童生徒のケア	5 虐待を受けていると思われる児童生徒の身体的・精神的なケアを行う。 ① 中央児童相談所 (221-4150) と連携して必要な支援を行う。 ② 養護教諭やSCやSSWの活用を図る。
家庭の調査	6 実際に虐待が行われているか調査する。 ① 総研や水戸市子ども課,中央児童相談所と連携して行う。 ② 保護者や児童生徒のプライバシーに十分配慮する。 ③ 家庭訪問や保護者面談を行い,家庭での児童生徒の様子や 保護者の児童生徒への接し方を確認する。 ④ 可能ならば自宅の中の様子を確認する。
保護者の啓発・指導	7 保護者に虐待の自覚を持たせる。 ① 総研や水戸市子ども課,中央児童相談所と連携して行う。 ② 家庭での児童生徒への対応が虐待になっていることやしつ けの名目の体罰も虐待であることなど虐待防止について十分 理解させる。 ③ 保護者の心のケアを行う。
再発の防止	8 継続的に児童生徒の観察を行い、保護者と連絡をとる。

すべては子供たちの笑顔のために

水戸市総合教育研究所

◎児童生徒用チェックリスト

電生徒用チェックリスト "ちょっとした変化"に気付く,目・耳・心を!



体や身なり	□不自然なケガ(あざ,やけど等)がある,または,必要な治療がなされていない。 □急激な体重の変化が見られる。 □食べ物への執着が異常に強い。 □下腹部の痛みを訴える。 □衣服や頭髪,身体がいつも不潔である。
様心子の	□ぐずる,暗い,元気がない,表情が乏しい,怯える。 □落着きがなく,情緒の起伏が激しい。
関わりの	□威圧的・攻撃的な態度、粗暴な言葉遣いが見られる。 □友達関係がうまくつくれない。 □身体的接触や接近を避ける、または、逆に好む。 □異性に対する不自然な反応が見られる。 □異常に甘える、離れたがらない。
関わり 親(家族)との	□顔色をうかがう、怯える。 □親と離れると表情が明るい。 □親(家族)の話題になると過度に緊張する。 □親をかばう発言がある。 □家族に対して必要以上に世話をやく。
その他	□忘れ物が増えた、未提出物が増えた。 □外泊、家出、深夜徘徊をする。 □他者への暴力、器物損壊などが見られる。 □リストカットなどの自傷行為が見られる。 □小動物への虐待、植物を荒らす等の行為が見られる。 □虚言癖、盗癖がある。 □年齢不相応な性的関心や言動が見られる。